

○公害等調整委員会規則第 号

公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十七条の規定に基づき、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年 月 日

公害等調整委員会委員長 永野 厚郎

公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和四十七年公害等調整委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

〔第一章〕第三章 略

第四章 雑則（第六十四条―第七十条）
附則

（映像と音声の送受信による通話の方法による調停委員の関与）

第十四条の二 調停委員会は、相当と認めるときは、調停の手続を行う場所と異なる場所に所在する調停委員（調停委員長を除く。）を、各調停委員及び当事者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、調停の手続に関与させることができる。

2 前項の手続を行ったときは、その旨を調停の調書に記載しなければならない。

（映像と音声の送受信による通話の方法等による当事者の出頭）

第十五条の二 調停委員会（第十四条の二第一項の規定により手続に関与する調停委員を含む。以下この条において同じ。）は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、調停委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、調停の手続を行うことができる。ただし、調停委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、調停委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、調停の手続を行うことができる。

〔2 略〕

3 第一項に規定する方法によつて調停の手続を行うときは、調停委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

〔一 略〕

二 通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。
4 前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を調停の調書に記載しなければならない。

（映像と音声の送受信による通話の方法による裁定委員の関与）

第四十一条の二 裁定委員会は、相当と認めるときは、審問の期日における手続を行う場所と異なる場所に所在する裁定委員（裁定委員長を除く。）を、各裁定委員及び当事者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、審問の期日における手続に関与させることができる。

2 前項の手続を行ったときは、その旨を審問の調書に記載しなければならない。

目次

〔第一章〕第三章 同上

第四章 雑則（第六十四条―第六十九条）
附則

（映像と音声の送受信による通話の方法による調停委員の関与）

第十四条の二 調停委員会は、相当と認めるときは、調停の手続を行う場所と異なる場所に所在する調停委員（調停委員長を除く。）を、各調停委員及び当事者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、調停の手続に関与させることができる。

2 前項の手続を行ったときは、その旨を調停の調書に記載しなければならない。

（映像と音声の送受信による通話の方法等による当事者の出頭）

第十五条の二 調停委員会（第十四条の二第一項の規定により手続に関与する調停委員を含む。以下この条において同じ。）は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、調停委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、調停の手続を行うことができる。ただし、調停委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、調停委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、調停の手続を行うことができる。

〔2 同上〕

3 第一項に規定する方法によつて調停の手続を行うときは、調停委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

〔一 同上〕

二 通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。
4 前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を調停の調書に記載しなければならない。

〔新設〕

(映像と音声の送受信による通話の方法による審問)

第四十一条の三 裁定委員会(前条第一項の規定により手続に関与する裁定委員を含む。以下この条、第四十六条の三及び第四十六条の五において同じ。)は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、審問の期日における手続を行うことができる。

[2] 略]

3 第一項に規定する方法によつて審問の期日における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

[1] 略]

二 通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

4 前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を審問の調査に記載しなければならない。

(進行協議)

第四十三条の四 [略]

2 裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、前項の規定による協議(以下この条において「進行協議」という。)における手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、進行協議における手続を行うことができる。

[3] 略]

4 第二項に規定する方法によつて進行協議における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

[1] 略]

二 通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

[5] 略]

第四十五条の三 前条第二項の規定による文書等の写しの提出は、裁定委員会が認めた場合には、電子情報処理組織(中央委員会の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

[2] 6 略]

(映像と音声の送受信による通話の方法による審問)

第四十一条の二 裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、審問の期日における手続を行うことができる。

[2] 同上]

3 第一項に規定する方法によつて審問の期日における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

[1] 同上]

二 通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

4 前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を審問の調査に記載しなければならない。

(進行協議)

第四十三条の四 [同上]

2 裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、前項の規定による協議(以下この条において「進行協議」という。)における手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、進行協議における手続を行うことができる。

[3] 同上]

4 第二項に規定する方法によつて進行協議における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

[1] 同上]

二 通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

[5] 同上]

第四十五条の三 前条第二項の規定による文書等の写しの提出は、裁定委員会が認めた場合には、電子情報処理組織(中央委員会の使用に係る電子計算機と文書等の写しの提出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

[2] 6 同上]

〔新設〕
（映像と音声の送受信による通話の方法による審問期日外の証拠調べ）
第四十六条の二 第四十一条の三の規定は、前条の規定により行う証拠調べについて準用する。

〔新設〕
（映像と音声の送受信による通話の方法による参考人の尋問）
第四十六条の三 裁定委員会は、相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、参考人の尋問をすることができる。

2 前項に規定する方法による尋問は、参考人を裁定委員会が相当と認める場所に出頭させてする。

3 第一項に規定する方法による尋問をする場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の尋問の実施に必要な情報を同項の参考人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

4 第四十一条の三第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する方法による尋問をする場合に
ついで準用する。

（映像と音声の送受信による通話の方法による当事者の尋問）
第四十六条の四 前条の規定は、当事者の尋問について準用する。

〔新設〕
（映像と音声の送受信による通話の方法による鑑定人の意見）
第四十六条の五 裁定委員会は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、意見を述べさせることができる。

2 前項に規定する方法によつて鑑定人に意見を述べさせる場合には、鑑定人を裁定委員会が相当と認める場所に出頭させてこれをする。

3 第一項に規定する方法によつて鑑定人に意見を述べさせる場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の手続の実施に必要な情報を同項の鑑定人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

4 第四十一条の三第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する方法によつて鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。

（参考人の宣誓）

第四十八条 参考人の宣誓は、尋問の前にさせなければならない。ただし、特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる。

2 宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

3 第一項の宣誓は、裁定委員長が、参考人に対し、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、

〔新設〕
第四十八条 宣誓は、尋問前にさせなければならない。

〔新設〕

2 宣誓は、当事者、参考人又は鑑定人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。

3 裁定委員長は、宣誓前に、宣誓の趣旨及び虚偽の陳述又は鑑定に対する罰を告げなければならない。

また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、参考人がこれを述べることができないときは、裁定委員長は、参考人に宣誓書（良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。次項において同じ。）に署名させ、中央委員会の事務局の職員にこれを朗読させなければならない。

4 裁定委員長は、相当と認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

5 裁定委員長は、宣誓前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、虚偽の陳述に対する罰を告げなければならない。

〔当事者の宣誓〕

第四十八条の二 前条の規定は、当事者の宣誓について準用する。

〔鑑定人の宣誓〕

第四十八条の三 鑑定人の宣誓は、裁定委員長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。

2 前項の宣誓は、次の各号のいずれかに掲げる方式によつてもさせることができる。この場合における裁定委員長による宣誓の趣旨及び虚偽の鑑定に対する罰の告知は、これらの事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を鑑定人に送付する方法によつて行う。

一 宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。以下この項において同じ。）に鑑定人が署名して裁定委員会に提出する方法

二 鑑定人が署名した鑑定人の宣誓書の画像情報を、電子情報処理組織を使用する方法により裁定委員会に提出する方法

3 第四十八条第二項、第四項及び第五項の規定は、鑑定人の宣誓について準用する。

〔写真の撮影等の制限〕

第七十条 あつせん、調停、仲裁及び裁定に関する手続の期日及び期日外に行う手続における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、手続の主宰者の許可を得なければすることができない。

らない。

4 宣誓は、起立して厳粛に行なわなければならない。

5 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁定委員会に提出する方式によつてもさせることができる。この場合における裁定委員長による宣誓の趣旨及び虚偽の鑑定に対する罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつて行う。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

<p style="text-align: center;">8センチメートル</p> <p style="text-align: right;">別記様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p style="text-align: center;">公着等調整委員会</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">資格 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">上記の者は、公調委〔令和〕年（ ）第 号 事件について、公着紛争処理法（昭和45年法律第108号）の規定 により立入検査をする者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">公着等調整委員会 委員長</p> <p style="text-align: right;">13センチメートル</p> </div>	<p style="text-align: center;">8センチメートル</p> <p style="text-align: right;">別記様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p style="text-align: center;">公着等調整委員会</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">資格 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">上記の者は、公調委〔昭和〕年（ ）第 号 事件について、公着紛争処理法（昭和45年法律第108号）の規定 により立入検査をする者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">公着等調整委員会 委員長</p> <p style="text-align: right;">13センチメートル</p> </div>
--	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。